

## 法律ネットワーク

## SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

## 株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部

関西地区社労士 山田

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

## ☞ 社会保険の調査について

算定基礎届に関する年金事務所の調査(以下、「算定調査」)は、昨年より強化されているところですが、予定通り今年も多く企業が対象として選ばれています。4年(場所によっては6年)の間に全国各地の年金事務所は、管轄の企業をひと通り調査しますので、昨年、今年と選ばれなかった企業も、来年から再来年の間にほぼ選ばれることとなります。

このような調査は、年金事務所の算定調査に限らず他の行政、例えば労働基準監督署等でも頻繁に行われています(別表1参照)。近年の調査においては、これまでのものとは若干異なり、縦割りと言われた行政機関にも横の繋がりが出てきています。年金事務所と労働基準監督署による合同調査が行われるケースも見受けられます。

二つの行政機関による合同調査とまではいかななくても、例えば、外国人労働者に関してはハローワークと入国管理局、年金記録については年金事務所と市区町村が連携を見せており、社会保険未加入業者については年金事務所が法務省を通して法人登記情報の提供を受け始めるなど情報の共有が進んできました。その他にも年金事務所は、ハローワークや地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を受けることもしていますので、以前よりも早く社会保険未加入業者の把握ができるようになっていきます。

また、国土交通省は建設業者の社会保険加入率の低さが大きな問題となっていることから、平成29年度までに100%の事業者が社会保険に加入するように指導等を行い始めました。具体的には建設業許可及び更新時、現場の立入検査、経営事項審査の際に社会保険の加入状況を確認し、未加入業者が発見されれば、まず加入指導をして自主的な社会保険への加入を促します。しかし、指導されているにも係わらず無視し続けていると、最終的には悪質業者と認定され、職権により強制加入させられることとなります。

実は、自主的に加入するのと強制加入させられるのでは大きな違いがあります。それは社会保険の加入日です。自主的に加入した場合は加入手続きを取った時点からの加入となりますが、強制加入の場合は最大で2年間さかのぼって加入させられます。そうすると2年間分の社会保険料も合わせて支払う必要がありますので、その負担額が大いに経営に影響を及ぼす可能性もあります。

最大2年間さかのぼっての加入は法律で定められたものなので、建設業に限らず他の業種でも同様のことが起き得ます。前述の算定調査だけでなく、年金事務所の社会保険未加入に関する調査も増えているのも注目すべき点です(別表2参照)。もちろん、「調査があるから加入しなければ・・・」というのではなく、本来の趣旨である労働者保護や、コンプライアンス(法令遵守)の観点からの加入であることは言うまでもありません。

また、企業としての社会保険への加入はもちろんですが、労働者ごとの加入の手続きに漏れがないか、この機会に改めて確認することをお勧めいたします。

## 【別表1】 労働基準監督署の調査実績

	平成21年	平成22年	平成23年
定期監督等	100,535件(68.5%)	128,959件(73.9%)	132,829件(75.7%)
申告監督	36,444件(24.8%)	33,077件(18.9%)	29,442件(16.8%)
再監督	9,881件(6.7%)	12,497件(7.2%)	13,261件(7.5%)
合計	146,860件(100.0%)	174,533件(100.0%)	175,532件(100%)

(資料:労働基準監督年報)

- ※ 定期監督：労基署が任意に事業所を選択して定期的に行う調査
- 申告監督：従業員が労基署へ労働基準法違反を通報した場合に行われる調査
- 再 監 督：最初に行われた調査の後、労基署から求められた是正を期日までに行わなかった場合など、事業所の対応が悪い場合に行われる調査

**【別表2】厚生年金等の適用促進に係わる平成23年度行動計画の達成状況**

項 目	年間目標値 (A)	実 績 (B)	達成率 (B/A)	平成22年度実績（備考）
職員による重点的加入指導 (内訳)	14,014 事業所	22,160 事業所	158.1%	(重点的加入指導) 13,450 事業所
・ 来所要請による重点的加入指導	1,210 事業所	1,424 事業所	117.7%	(来所要請) 2,894 事業所
・ 戸別訪問による重点的加入指導	12,804 事業所	20,736 事業所	161.9%	(戸別訪問) 10,556 事業所
立入検査実施数	405 回	567 回	140.0%	(立入検査実施数) 93 回
事業所調査件数	364,323 事業所	437,325 事業所	120.0%	(事業所調査件数) 157,477 事業所

(資料：日本年金機構「平成23事業年度業務実績報告書」)

**Q. 建設業者の社会保険加入率が低いとのことですが、どのくらいの業者が未加入なのですか。**

**A. 企業単位で約10%、労働者単位では約40%が未加入となっています。**

建設業においては、下請企業を中心に社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入せず、法定福利費を適正に負担しない企業が多数存在することが問題とされていました。

**問題点**

- ・ 建設労働者の処遇の低下
- ・ 若年者の入職率の低下
- ・ 適正に法定福利費を負担する企業が競争上不利になるなど

そのため、国土交通省では建設業者の社会保険加入について、平成29年までに企業単位で100%の加入を、また、労働者単位では製造業相当（雇用保険92.6%、厚生年金保険87.1%程度）の加入を目指すとして、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を公表し、経営事項審査における減点幅の拡大や、加入指導などの様々な対策を打ち出しています。

この流れを受けて、運輸業の社会保険未加入対策について、国土交通省と厚生労働省の課長級会議が開かれたり、警備業では全国警備業協会が専門の小委員会を立ち上げるなど、他業界に広がりを見せ始めているのも注目すべき点です。



H25・8・31 撮影

暑い日が続いていますが、皆さまには元気にお過ごしでしょうか？  
 私はクーラーのあたり過ぎで風邪をひいてしまいました。夏風邪は治りにくいか、かれこれ1週間咳きと高熱に悩まされておりました。  
 ところで夏休みどこかにでかけられましたか？私達は今度ハワイ！？へ研修旅行に行ってきます。常夏の島ハワイなら最高ですが日本のハワイ・スパリゾートハワイアンズです。この旅行の目玉は支配人から東日本大震災当日の話、宿泊者全員を無事に自宅まで送り届けたという話（テレビで放映された）を支配人から直に聞ける事です。さらに被災地で頑張っている地元の方たちを応援するための買い物ができる事です。テレビの中でしか知らない被災地を自分の目に焼き付けて来ます。地震や津波は近いうちにまた襲ってくるでしょうがその時に想定外などといって無責任な発言は聴きたくありません。東電の吉田所長のように自分の命をはって発電所の事故拡大を防ごうとした人々、想定外と言って責任のがれをしていた東電、役人、政治家を忘れはしません。

**今夏は格別猛暑でした。疲れが出ない様に気をつけましょう！！**